

教育勅語の復活は断じて許さない

2017年5月3日

民主教育研究所

1. 学校法人森友学園が経営する幼稚園で園児に教育勅語を唱和させていたことが明らかになってから、教育現場における教育勅語の取扱いが社会問題となっている。これに対して、一連の政府答弁は、教育勅語の歴史的評価を曖昧にし、勅語の精神にも今日に生かしようとする普遍的なものがあつたと歪曲した上で、日本国憲法や教育基本法の精神に反する教育に道を開くものであり、断じて許すことはできない。

2. 教育勅語の扱いに関する一連の政府答弁には、以下の問題点がある。

第1には、政府答弁には、教育勅語の成り立ちと歴史的に果たした役割についての認識の誤りがある。そもそも教育勅語は、大日本帝国憲法や諸法律を超越して、1890年に天皇が直接に臣民に対して下したものであり、軍人勅諭とともに、天皇を絶対者とする軍国主義国家を形成する精神的支柱とされたものである。このため、国家による侵略戦争を反省して1947年に施行された日本国憲法と、それと一体のものとして制定された教育基本法の基本理念に根本から反するものである。

第2には、政府は、「父母への孝行、兄弟間の友愛、夫婦仲の和」などを例示しつつ、教育勅語には時代を越えて通用する普遍的な理念が含まれているとして、教育勅語の使用を正当化しようとしている。しかし、この見解には二重の誤りがある。

教育勅語の徳目は戦前の男性優位の家父長制度のもとでの家族関係を説いたものであり、個人の尊厳と男女平等を基調とする民主的な家族関係を前提とした日本国憲法と教育基本法の理念に反している。

さらに、教育勅語に書かれた徳目は、すべてその後にくる「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、**以て**天壤無窮の皇運を扶翼すべし（もしも天皇・国家に重大事態があれば勇気を奮い一身を捧げて、皇室と国家のために**尽くす**）」という目標に収斂して行く構造になっており、天皇・国家の一大事には個人の生命をかけてはせ参じるべきという価値観に包摂されたものである。これは、国民主権・基本的人権尊重・平和主義を基本原理とする日本国憲法の精神とは全く相いれない。

教育勅語を復活させようとする動きは憲法制定当初にもあつたが、衆参両院は1948年に「教育勅語の排除・失効確認」を決議し、教育勅語を教育に利用してはならないことを確認した。

3. 日本国憲法及び教育基本法等に照らすならば、**授業**でどのような教材の選択や使用をするかは、基本的には**教師および教師集団**の専門的・自主的な判断に委ねられねばならない。**このことを確認した上でなお**、教育勅語を教材として使用**するとしたら**、その歴史的背景を学び、その下でどのような教育が行われ、どのような社会を生み出したかを批判的に学習する場合に限定される。

しかし、政府は、「教育勅語を授業に活用することは、適切な配慮の下であれば問題ない」（3月14日、松野文科大臣記者会見）とか、幼稚園児が教育勅語を唱和させられていたことは「教育基本法に反しない限りは問題ない」（4月7日、衆院での義家文科副大臣答弁）といった答弁を繰り返す一方、どういった使い方が不適切かは学校・教員・学校設置者・所轄庁の判断に委ねており、文部科学省としての判断は示さないと答弁している。**ここには**、「中立」を装いつつも、教育勅語に書かれた徳目を肯定的な価値として教えたり、教育勅語には普遍的な価値が含まれると教えたりできるようにしようとする意図が**背後**にあると言わざるをえない。

4. 今回の閣議決定と文科大臣らの認識の背景には、これまでの安倍内閣の閣僚による発言がある。稲田防衛大臣が、「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべきだと考えており、道義国家を目指すべきだという考えに変わりはない」（3月8日、参院予算委員会答弁）と述べたことは象徴的である。さかのぼれば安倍首相自身が、かつて「（教育勅語には）大変すばらしい理念が書いてある」（2006年6月、衆院教育基本法特別委員会での官房長官としての答弁）とも述べていた。これらには、教育勅語の本質や歴史的経緯を無視して、教育勅語の徳目を肯定的な価値として復活させようとする意図が明瞭に現れている。

5. 私たちは、教育勅語を肯定する方向での教育現場での教材化や指導の容認の動きには断固として反対する。歴史的には廃棄を宣告された教育勅語について、それを復活させようとするいかなる企ても、日本国憲法と教育基本法の名において断じて許されるものではない。

文科省や教育委員会など教育行政機関や学校設置者には、日本国憲法と教育基本法と子どもの権利条約に示された理念のもとで、それにふさわしい適切な指導・助言に携わるよう強く求める。

さらに教育現場で実際に教育に関わる教職員・父母・地域住民の皆さんには、子どもの立場に立って、**子どもの願いにこたえる**教育的な対応をされるよう期待したい。

2017.5.28 確定